

○熊本市火葬場条例〔健康福祉政策課〕

平成10年12月25日

条例第56号

熊本市斎場条例（昭和47年条例第43号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 公衆衛生その他公共の福祉に資するため、火葬場を設置する。

（平22条例45・一部改正）

（名称及び位置）

第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊本市斎場	熊本市東区戸島町796番地
熊本市植木火葬場	熊本市北区植木町滴水628番地1

（平22条例45・全改、平23条例62・一部改正）

（用途）

第3条 火葬場は、次に掲げる用途に供するものとする。

- (1) 火葬等に関すること。
- (2) 式場及び待合室（以下「式場等」という。）の使用に関すること（熊本市斎場に
限る。）。

（平22条例45・一部改正）

（入場の制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒否し、又は退去を命じることが
できる。

- (1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのおそれがある物品等を携
帯する者
- (2) 火葬場の秩序を乱すと認められる者

（平22条例45・一部改正）

（使用の許可）

第5条 火葬場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際して必要な条件を付することができる。

（平22条例45・一部改正）

（使用の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、式場等の使用を許可しないことができる。

- (1) 火葬場の設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 式場等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 火葬場の管理上支障があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用が不適當であるとき。

(平22条例45・平24条例27・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、火葬場の使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命じることができる。

- (1) 前条第1号から第4号までに規定する事由が生じたとき。
- (2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

2 前項の規定による許可の取消し等により使用者が損害を受けても、市はその責めを負わない。

(平22条例45・一部改正)

(使用料)

第8条 火葬場の使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

(平22条例45・一部改正)

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他不可抗力により使用を中止し、又は使用することができないとき。
- (2) 火葬場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用開始前に使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出たとき。
- (3) 市長が管理上の必要により使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じたとき。

(平22条例45・一部改正)

(施設等の変更の禁止)

第10条 使用者は、火葬場の使用に当たっては、これを模様替えし、又はこれに特別な設備をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(平22条例45・一部改正)

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に火葬場を使用してはならない。

2 使用者は、火葬場を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平22条例45・一部改正)

(保安)

第12条 使用者は、使用期間中の入場者の整理及び火葬場の保安に関する責任を負うものとする。

(平22条例45・一部改正)

(職員の指示等)

第13条 使用者は、火葬場の使用に当たっては、火葬場の職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、使用中の施設に火葬場の職員が職務のために立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(平22条例45・一部改正)

(焼骨の引取り)

第14条 使用者は、市長が指定した日時までに、火葬をした者の焼骨を引き取らなければならない。

2 市長は、使用者が前項の規定により指定された日時までに焼骨の引取りをしない場合において、火葬場の管理上支障があると認めるときは、これを処分することができる。

(平22条例45・一部改正)

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、式場等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第7条第1項の規定により使用許可の取消し又は使用停止の命令があったときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者は、火葬場の使用に当たってその施設等を毀損し、又は滅失したときは、

これを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平22条例45・平24条例27・一部改正)

(指定管理者による管理)

第17条 熊本市斎場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(平24条例72・追加)

(指定管理者の指定の手續)

第18条 前条の規定による指定を受けようとするものは、熊本市斎場の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、申請があつたもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 熊本市斎場の運営が、利用者の平等利用を確保することができること。
- (2) その事業計画書の内容が、熊本市斎場の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(平24条例72・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第19条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、熊本市斎場の管理を行わなければならない。

(平24条例72・追加)

(指定管理者が行う業務)

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 熊本市斎場の使用の許可及びその取消し並びに停止の命令に関する業務
- (2) 熊本市斎場の維持管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる用途に供するための業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、熊本市斎場の管理運営上市長が必要と認める業務

(平24条例72・追加)

(協定の締結)

第21条 指定管理者は、指定を受けるときは、市と熊本市斎場の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(平24条例72・追加)

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第22条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(平24条例72・追加)

(秘密保持義務等)

第23条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項及び同法第67条に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、熊本市斎場の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平24条例72・追加、令4条例62・一部改正)

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例72・旧第17条繰下)

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成11年3月31日規則第8号で平成11年4月1日から施行。ただし、式場に係る部分は同年9月1日から施行)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成22年3月8日条例第45号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 鹿本郡植木町の編入の日前に旧植木町火葬場条例（平成2年条例第27号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の熊本市火葬場条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧植木町火葬場条例の規定により使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月19日条例第62号）抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日条例第27号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年9月19日条例第72号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後になされる使用許可について適用する。

附 則（令和4年12月20日条例第62号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

（平24条例27・平24条例72・一部改正）

区分	種別	単位	使用料	
			市内	市外
火葬場	大人（12歳以上）	1体	6,000円	36,000円
	小人（12歳未満）	1体	4,000円	24,000円
	死産児	1体	2,000円	12,000円
	改葬による人骨	1体	2,000円	12,000円
	その他（産汚物、4月未満の死産児又は人体の一部）	1個（10キログラムを限度とする。）	1,000円	6,000円
待合室		1回（2時間以内）	4,000円	
式場	夜間	1回（午後4時から翌日の午前9時まで）	5,000円	30,000円
	昼間	1回（午前9時から午後3	5,000円	30,000円

		時まで)		
	昼夜間	1回（午後4時から翌日の 午後3時まで)	10,000円	60,000円

備考

- 1 この表において、「市内」とは次の各号に掲げる種別の区分に応じ当該各号に定める住所又は所在地が本市にある場合をいうものとし、「市外」とはこれ以外の場合をいうものとする。ただし、これにより難い場合は、市長が別に定める。
 - (1) 大人及び小人 死亡者の住所
 - (2) 死産児 父又は母の住所
 - (3) 改葬による人骨 死亡者の住所
 - (4) 産汚物 病院等の所在地
 - (5) 4月未満の死産児 病院等の所在地又は父若しくは母の住所
 - (6) 人体の一部 病院等の所在地又は人体の一部を失った者の住所
 - (7) 夜間 死亡者の住所
 - (8) 昼間 死亡者の住所
 - (9) 昼夜間 死亡者の住所
- 2 前項に規定する住所は、住民基本台帳に記録されているものによる。
- 3 昼間又は昼夜間の式場の使用に引き続いて夜間又は昼夜間の式場の使用をする場合における当該引き続いてする使用に対するこの表の適用については、同表中「午後4時」とあるのは、「午後3時」とする。